

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成26年3月12日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 公益社団法人 日本農業法人協会

住所 〒102-0084

東京都千代田区二番町9番地8

代表者の氏名 会長 藤岡 茂憲



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第1条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。



記

1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ) (1) 名称又は氏名	コウエキシヤダンホウジン ニホンノウギョウホウジンキョウカイ 公益社団法人 日本農業法人協会											
(2) 事務上の連絡先	住所 〒102-0084 千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階 電話番号 03-6268-9500 部署・担当者名 (公社)日本農業法人協会 総務・政策課 犬田 (いぬた)											
(3) 参加事業者等の概要	日本全国で農畜産物の生産・販売及び関連事業を行う事業者											
(4) 業種	<table border="0"> <tr> <td>■ 1 製造業</td> <td rowspan="5">}</td> <td>(食品加工業)</td> </tr> <tr> <td>■ 2 卸売業</td> <td>(農林水産物・資材等の卸売業)</td> </tr> <tr> <td>■ 3 小売業</td> <td>(農林水産物・資材等の小売業)</td> </tr> <tr> <td>■ 4 サービス業</td> <td>(飲食・宿泊業)</td> </tr> <tr> <td>■ 5 その他</td> <td>(農林水産業)</td> </tr> </table>	■ 1 製造業	}	(食品加工業)	■ 2 卸売業	(農林水産物・資材等の卸売業)	■ 3 小売業	(農林水産物・資材等の小売業)	■ 4 サービス業	(飲食・宿泊業)	■ 5 その他	(農林水産業)
■ 1 製造業	}	(食品加工業)										
■ 2 卸売業		(農林水産物・資材等の卸売業)										
■ 3 小売業		(農林水産物・資材等の小売業)										
■ 4 サービス業		(飲食・宿泊業)										
■ 5 その他		(農林水産業)										
(5) 設立に係る根拠法（事業者団体の場合）	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律											
(6) 参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認	<p>① 参加しようとする事業者の数 名</p> <p>うち3分の2以上が中小事業者である <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>② 参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数 1団体</p> <p>全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である</p> <p>■はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>											

2 共同行為の内容に関する事項

(1) 共同行為の対象とする商品又は役務	参加事業者（当協会の会員）が生産・販売する農畜産物及び加工品並びに関連資材等 参加事業者（当協会の会員）が提供する役務
(2) 共同行為の内容	<p>■ 1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定 ()</p> <p>■ 2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定 ()</p> <p>■ 3 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定〔<u>切上げ</u>、切捨て、四捨五入、その他 単位 0.1 円〕 ()</p> <p>□ 4 その他〔具体的に ()</p>
(3) 共同行為の実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
(4) 共同行為の実効を確保するための手段	□ 1 有 → [具体的に ()] ■ 2 無

3 その他参考事項

4 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が3分の2以上である旨を記載した書類
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

番号	事業者団体の名称	設立に係る根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数	構成事業者のうち中小事業者の割合（該当する□にレ印を入れる）
1	公益社団法人 日本農業法人協会	公益社団法人及び公 益財団法人の認定等 に関する法律	〒102-0084 東京都千代田区二番 町9番地8	会長 藤岡茂憲	1,777 会員	<input checked="" type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満
2						<input type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満
3						<input type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満
4						<input type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満
5						<input type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満
6						<input type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満
7						<input type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満
8						<input type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満
9						<input type="checkbox"/> 3分の2 以上 <input type="checkbox"/> 3分の2 未満